

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月3日

【会社名】 シリコンスタジオ株式会社

【英訳名】 Silicon Studio Corp.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 寺田 健彦

【本店の所在の場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03-5488-7070

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 今井 理人

【最寄りの連絡場所】 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号

【電話番号】 03-5488-7070

【事務連絡者氏名】 常務取締役管理本部長 今井 理人

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】

募集金額	
ブックビルディング方式による募集	963,900,000円
売出金額	
(引受人の買取引受による売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	1,274,000,000円
(オーバーアロットメントによる売出し)	
ブックビルディング方式による売出し	375,375,000円

(注) 募集金額は、会社法上の払込金額の総額であり、売出金額は、有価証券届出書の訂正届出書提出時における見込額ではありません。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年1月16日付をもって提出した有価証券届出書の記載事項のうち、ブックビルディング方式による募集270,000株の募集の条件及び募集に関し必要な事項を平成27年2月2日開催の取締役会において決定し、並びにブックビルディング方式による売出し362,500株（引受人の買取引受による売出し280,000株・オーバーアロットメントによる売出し82,500株）の売出しの条件及び売出しに関し必要な事項が決定したため、これらに関連する事項を訂正するため、また、「第一部 証券情報 募集又は売出しに関する特別記載事項」に「4．親引け先への販売について」を追加記載するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 募集の方法
- 3 募集の条件
 - (2) ブックビルディング方式
- 4 株式の引受け
- 5 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
募集又は売出しに関する特別記載事項
- 2．第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について
- 3．ロックアップについて
- 4．親引け先への販売について

3 【訂正箇所】

訂正箇所は_ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数(株)	内容
普通株式	270,000(注)3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 平成27年1月16日開催の取締役会決議によっております。

2. 当社は、平成27年1月16日開催の取締役会において、当社の発行する株式を以下の振替機関(社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。)にて取扱うことについて同意することを決議しております。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 発行数は、平成27年1月16日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集(以下、「本募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。なお、発行数については、平成27年2月2日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

4. 当社は、引受人に対し、上記発行数のうち、40,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会及び資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)を当社が指定する販売先(親引け先)として、要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

5. 本募集並びに後記「第2 売出要項」の「1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「4 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご覧ください。

6. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成27年1月16日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。

7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

種類	発行数（株）	内容
普通株式	270,000（注）3	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成27年1月16日開催の取締役会決議によっております。
2. 当社は、平成27年1月16日開催の取締役会において、当社の発行する株式を以下の振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条第2項に規定する振替機関をいう。以下同じ。）にて取扱うことについて同意することを決議しております。
- 名称 株式会社証券保管振替機構
住所 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 発行数は、平成27年1月16日開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。従って、本有価証券届出書の対象とした募集（以下、「本募集」という。）は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。
4. 当社は、引受人に対し、上記発行数のうち、40,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会及び資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を当社が指定する販売先（親引け先）として、要請しております。引受人に対し要請した当社の指定する販売先の状況等につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4. 親引け先への販売について」をご参照下さい。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け（販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。）であります。
5. 本募集並びに後記「第2 売出要項」の「1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」及び「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
- なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、「第2 売出要項」の「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
6. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、上記とは別に平成27年1月16日開催の取締役会において、みずほ証券株式会社を割当先とする第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

2 【募集の方法】

(訂正前)

平成27年2月12日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成27年2月2日開催予定の取締役会において決定される払込金額と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	270,000	1,124,550,000	
計（総発行株式）	270,000	1,124,550,000	

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（4,900円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,323,000,000円となります。

(訂正後)

平成27年2月12日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下、「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。

引受価額は発行価額（平成27年2月2日開催の取締役会において決定された払込金額（3,570円）と同額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下、「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集			
入札方式のうち入札によらない募集			
ブックビルディング方式	270,000	963,900,000	
計（総発行株式）	270,000	963,900,000	

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資等を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額であります。
4. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。
5. 仮条件（4,200円～4,900円）の平均価格（4,550円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は1,228,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(2) 【ブックビルディング方式】

(訂正前)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	(注) 3	100	自 平成27年 2月13日(金) 至 平成27年 2月18日(水)	未定 (注) 4	平成27年 2月20日(金)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成27年2月2日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年2月12日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 平成27年2月2日開催予定の取締役会において、発行価額（会社法上の払込金額と同額）を決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額及び平成27年2月12日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。

申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成27年2月23日（月）（以下、「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。

7. 申込み在先立ち、平成27年2月4日から平成27年2月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

8. 引受価額が発行価額を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

(訂正後)

発行価格 (円)	引受価額 (円)	発行価額 (円)	資本 組入額 (円)	申込 株数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	3,570	(注) 3	100	自 平成27年 2月13日(金) 至 平成27年 2月18日(水)	未定 (注) 4	平成27年 2月20日(金)

(注) 1. 発行価格はブックビルディング方式によって決定いたします。

仮条件は4,200円以上4,900円以下の価格といたします。

当該仮条件は、当社の事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見及び需要見通し、現在の株式市場の状況、最近の新規上場株式の株式市場における評価並びに上場日までの期間における価格変動リスク等を総合的に勘案して決定いたしました。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成27年 2月12日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

需要の申告の受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額(3,570円)及び平成27年 2月12日に決定する予定の引受価額とは各々異なります。募集株式は全株を引受人が買取ることとしており、発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
3. 本募集は、自己株式の処分により行われるものであり、払込金額は資本組入れされません。
4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。
申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に株式払込金に振替充当いたします。
5. 株式受渡期日は、平成27年 2月23日(月)(以下、「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。当社普通株式の取引所への上場に伴い、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)が振替機関として当社普通株式を取扱う予定であり、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。なお、当社は株券を発行しておらず、株券の交付は行いません。
6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 申込み在先立ち、平成27年 2月 4日から平成27年 2月10日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。
引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
8. 引受価額が発行価額(3,570円)を下回る場合は本募集による自己株式の処分を中止いたします。

4 【株式の引受け】

(訂正前)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成27年2月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号		
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号		
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地の8		
計		270,000	

(注) 1. 引受株式数は、平成27年2月2日開催予定の取締役会において決定する予定であります。

2. 上記引受人と発行価格決定日（平成27年2月12日）に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。

3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(訂正後)

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	143,500	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、平成27年2月20日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	44,000	
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	22,000	
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号	22,000	
いちよし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号	11,000	
エイチ・エス証券株式会社	東京都新宿区西新宿六丁目8番1号	11,000	
SMB Cフレンド証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7番12号	5,500	
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号	5,500	
香川証券株式会社	香川県高松市磨屋町4番地の8	5,500	
計		270,000	

(注) 1. 上記引受人と発行価格決定日(平成27年2月12日)に元引受契約を締結する予定であります。ただし、元引受契約の締結後、同契約の解除条項に基づき、同契約を解除した場合、本募集による自己株式の処分を中止いたします。
 2. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

(注) 1. の全文削除及び2. 3. の番号変更

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,217,160,000	5,000,000	1,212,160,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(4,900円)を基礎として算出した見込額であります。平成27年2月2日開催予定の取締役会で決定される会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(訂正後)

払込金額の総額 (円)	発行諸費用の概算額 (円)	差引手取概算額 (円)
1,130,220,000	5,000,000	1,125,220,000

- (注) 1. 新規発行による手取金の使途とは本募集による自己株式の処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本募集による自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。
2. 払込金額の総額は、自己株式の処分に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、仮条件(4,200円~4,900円)の平均価格(4,550円)を基礎として算出した見込額であります。平成27年2月2日開催の取締役会で決定された会社法第199条第1項第2号所定の払込金額の総額とは異なります。
3. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。
4. 引受手数料は支払わないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

(訂正前)

上記の手取概算額1,212,160千円については本募集と同日付けをもって決議された第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限371,910千円と合わせた、手取概算額合計上限1,584,070千円について、開発推進・支援事業の収益拡大のため、ミドルウェアの開発に、平成27年11月期において144,000千円、平成28年11月期において190,000千円を充当する予定であります。

また、コンテンツ事業の収益拡大のため、平成27年11月期及び平成28年11月期にリリースする新規コンテンツの開発費用として、平成27年11月期において300,000千円、平成28年11月期において300,000千円を、広告宣伝費として、平成27年11月期において100,000千円、平成28年11月期において100,000千円を充当する予定であります。

業容拡大に伴う人員の増加に対応するために、オフィス増床に伴う建物内装、造作、敷金等の取得に、平成27年11月期において40,000千円、平成28年11月期において60,000千円を、業務用パソコン、サーバー、ソフトウェア等の取得に、平成27年11月期において54,000千円、平成28年11月期において72,000千円を充当する予定であります。

残額については、将来において、開発推進・支援事業におけるミドルウェアの開発に係る研究開発費、コンテンツ事業における新規コンテンツの開発費用等に充当する方針であります。現時点において、具体的な内容及び支払時期は定まっておりません。

なお、上記設備投資資金を充当する設備投資の具体的な内容は、以下のとおりであります。

上記調達金額は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(平成26年11月30日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社	本社 (東京都 渋谷区)	開発推進・支援	ミドルウェア	192,000		自己資金 及び自己株式 処分資金	平成26年 12月	平成27年 11月	
		全セグメント	建物内装、 造作、敷金	49,435	9,435	自己資金 及び自己株式 処分資金	平成26年 8月	平成27年 11月	433.23㎡ (注)2
			業務用パソコン、 サーバー等	42,000		自己資金 及び自己株式 処分資金	平成26年 12月	平成27年 11月	
			ソフトウェア	30,000		自己資金 及び自己株式 処分資金	平成26年 12月	平成27年 11月	
			開発推進・支援	ミドルウェア	190,000		自己株式処分 資金	平成27年 12月	平成28年 11月
		全セグメント	建物内装、 造作、敷金	60,000		自己株式処分 資金	平成27年 12月	平成28年 11月	
			業務用パソコン、 サーバー等	42,000		自己株式処分 資金	平成27年 12月	平成28年 11月	
			ソフトウェア	30,000		自己株式処分 資金	平成27年 12月	平成28年 11月	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力には、増床予定面積を記載しております。

(訂正後)

上記の手取概算額1,125,220千円については本募集と同日付けをもって決議された第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限345,345千円と合わせた、手取概算額合計上限1,470,565千円について、開発推進・支援事業の収益拡大のため、ミドルウェアの開発に、平成27年11月期において144,000千円、平成28年11月期において190,000千円を充当する予定であります。

また、コンテンツ事業の収益拡大のため、平成27年11月期及び平成28年11月期にリリースする新規コンテンツの開発費用として、平成27年11月期において300,000千円、平成28年11月期において300,000千円を、広告宣伝費として、平成27年11月期において100,000千円、平成28年11月期において100,000千円を充当する予定であります。

業容拡大に伴う人員の増加に対応するために、オフィス増床に伴う建物内装、造作、敷金等の取得に、平成27年11月期において40,000千円、平成28年11月期において60,000千円を、業務用パソコン、サーバー、ソフトウェア等の取得に、平成27年11月期において54,000千円、平成28年11月期において72,000千円を充当する予定であります。

残額については、将来において、開発推進・支援事業におけるミドルウェアの開発に係る研究開発費、コンテンツ事業における新規コンテンツの開発費用等に充当する方針であります。現時点において、具体的な内容及び支払時期は定まっております。

なお、上記設備投資資金を充当する設備投資の具体的な内容は、以下のとおりであります。

上記調達金額は、具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

(平成26年11月30日現在)

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手年月	完了予定 年月	完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)				
当社	本社 (東京都 渋谷区)	開発推進・支援	ミドルウェア	192,000		自己資金 及び自己株式 処分資金	平成26年 12月	平成27年 11月	
		全セグメント	建物内装、 造作、敷金	49,435	9,435	自己資金 及び自己株式 処分資金	平成26年 8月	平成27年 11月	433.23㎡ (注)2
			業務用パソコン、 サーバー等	42,000		自己資金 及び自己株式 処分資金	平成26年 12月	平成27年 11月	
			ソフトウェア	30,000		自己資金 及び自己株式 処分資金	平成26年 12月	平成27年 11月	
			開発推進・支援	ミドルウェア	190,000		自己株式処分 資金	平成27年 12月	平成28年 11月
		全セグメント	建物内装、 造作、敷金	60,000		自己株式処分 資金	平成27年 12月	平成28年 11月	
			業務用パソコン、 サーバー等	42,000		自己株式処分 資金	平成27年 12月	平成28年 11月	
			ソフトウェア	30,000		自己株式処分 資金	平成27年 12月	平成28年 11月	

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力には、増床予定面積を記載しております。

第2 【売出要項】

1 【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

(訂正前)

平成27年2月12日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札による売出し			
	入札方式のうち入札によらない売出し			
	ブックビルディング方式	280,000	1,372,000,000	神奈川県逗子市 関本 晃靖 121,500株 東京都江東区 今井 理人 41,000株 東京都渋谷区 寺田 健彦 30,000株 東京都多摩市 永谷 真澄 10,000株 東京都港区 倉垣 二美子 10,000株 神奈川県中郡大磯町 後藤 靖 9,000株 東京都小金井市 柴山 裕子 9,000株 神奈川県川崎市多摩区 星野 勇氣 7,000株 埼玉県越谷市 松原 宏 6,000株 茨城県取手市 石渡 晋太郎 5,500株 東京都世田谷区 大谷 裕之 5,000株 神奈川県横浜市鶴見区 辻 俊晶 4,500株 東京都渋谷区 成井 弦 3,000株 東京都新宿区 Magne Colin 3,000株 東京都千代田区 伊藤 佳輝 3,000株 埼玉県さいたま市南区 田形 守 3,000株 東京都渋谷区 尾関 好良 2,000株 東京都府中市 桐井 敬祐 2,000株 埼玉県春日部市 高野 賢一 2,000株 神奈川県横浜市戸塚区 武富 弘幸 2,000株 東京都豊島区 松山 香 1,500株
計（総売出株式）	-	280,000	1,372,000,000	

(注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。

2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。

3. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売価格（4,900円）で算出した見込額であります。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。
なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。
7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

(訂正後)

平成27年2月12日に決定される引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）(2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下、「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受を行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出し（以下、「引受人の買取引受による売出し」という。）を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
	ブックビルディング 方式	280,000	1,274,000,000	神奈川県逗子市 関本 晃靖 121,500株 東京都江東区 今井 理人 41,000株 東京都渋谷区 寺田 健彦 30,000株 東京都多摩市 永谷 真澄 10,000株 東京都港区 倉垣 二美子 10,000株 神奈川県中郡大磯町 後藤 靖 9,000株 東京都小金井市 柴山 裕子 9,000株 神奈川県川崎市多摩区 星野 勇氣 7,000株 埼玉県越谷市 松原 宏 6,000株 茨城県取手市 石渡 晋太郎 5,500株 東京都世田谷区 大谷 裕之 5,000株 神奈川県横浜市鶴見区 辻 俊晶 4,500株 東京都渋谷区 成井 弦 3,000株 東京都新宿区 Magne Colin 3,000株 東京都千代田区 伊藤 佳輝 3,000株 埼玉県さいたま市南区 田形 守 3,000株 東京都渋谷区 尾関 好良 2,000株 東京都府中市 桐井 敬祐 2,000株 埼玉県春日部市 高野 賢一 2,000株 神奈川県横浜市戸塚区 武富 弘幸 2,000株 東京都豊島区 松山 香 1,500株
計(総売出株式)	-	280,000	1,274,000,000	

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)2.に記載した振替機関と同一であります。
3. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
4. 売出価額の総額は、仮条件(4,200円~4,900円)の平均価格(4,550円)で算出した見込額であります。
5. 売出数等については今後変更される可能性があります。
6. 本募集並びに引受人の買取引受による売出しにあたっては、その需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを追加的に行う場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）」及び「4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）」をご覧ください。

7. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3. ロックアップについて」をご覧ください。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
	ブックビルディング 方式	82,500	404,250,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 82,500株
計(総売出株式)		82,500	404,250,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年1月16日開催の取締役会においてみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式82,500株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（4,900円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

(訂正後)

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の住所 及び氏名又は名称
普通株式	入札方式のうち入札 による売出し			
	入札方式のうち入札 によらない売出し			
	ブックビルディング 方式	82,500	375,375,000	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 みずほ証券株式会社 82,500株
計(総売出株式)		82,500	375,375,000	

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、みずほ証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
2. オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成27年1月16日開催の取締役会においてみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式82,500株の第三者割当による自己株式の処分を行うことを決議しております。また、みずほ証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。なお、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について」をご覧ください。
3. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
4. 「第1 募集要項」における本募集による自己株式の処分を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
5. 売出価額の総額は、仮条件（4,200円～4,900円）の平均価格（4,550円）で算出した見込額であります。
6. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の（注）2.に記載した振替機関と同一であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

2. 第三者割当による自己株式の処分とシンジケートカバー取引について

(訂正前)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である今井理人（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成27年1月16日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による82,500株の自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 82,500株
募集株式の払込金額	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。）
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成27年3月25日（水）

(以下省略)

(訂正後)

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、主幹事会社が当社株主である今井理人（以下、「貸株人」という。）より借受ける株式であります。これに関連して、当社は、平成27年1月16日及び平成27年2月2日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする以下の内容の第三者割当による82,500株の自己株式の処分（以下、「本件第三者割当による自己株式の処分」という。）の決議を行っております。

募集株式の種類及び数	当社普通株式 82,500株
募集株式の払込金額	1株につき3,570円
割当価格	未定（「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。）
払込期日	平成27年3月25日（水）

(以下省略)

3. ロックアップについて

(訂正前)

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である今井理人及び売出人である関本晃靖、寺田健彦、永谷真澄、倉垣二美子、星野勇氣、大谷裕之、Magne Colin並びに当社株主である三菱UFJキャピタル株式会社、株式会社エクサ、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント、株式会社クリーク・アンド・リバー社、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス、ギャガ株式会社、株式会社フォトロン、ヤマハ株式会社、株式会社レイは主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後より起算して90日を経過する日（平成27年5月23日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等は行わない旨合意しております。なお、ロックアップ対象株式は、上記株主の所有する当社株式のうち1,128,100株であります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年1月16日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

（訂正後）

本募集並びに引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人かつ貸株人である今井理人及び売出人である関本晃靖、寺田健彦、永谷真澄、倉垣二美子、星野勇氣、大谷裕之、Magne Colin並びに当社株主である三菱UFJキャピタル株式会社、株式会社エクサ、株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント、株式会社クリーク・アンド・リバー社、株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス、ギャガ株式会社、株式会社フォトロン、ヤマハ株式会社、株式会社レイは主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む）後より起算して90日を経過する日（平成27年5月23日）までの期間（以下、「ロックアップ期間」という。）中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の売却（ただし、引受人の買取引受による売出し、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと及びその売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。なお、ロックアップ対象株式は、上記株主の所有する当社株式のうち1,128,100株であります。

また、当社は主幹事会社に対し、ロックアップ期間中は主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行または当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成27年1月16日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

さらに、親引け先である当社従業員持株会及び資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当該親引けにより取得した当社普通株式について、並びに本信託（後記「4. 親引け先への販売について（1）親引け先の状況等（b）資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）b. 当社と親引け先との関係」において定義される。）の受託者であるみずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が親引けにより取得する当社普通株式について、それぞれ主幹事会社に対して、払込期日から株式受渡期日（当日を含む）後180日目の日（平成27年8月21日）までの期間、継続して所有する旨の書面を差し入れる予定であります。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に関し、割当を受けた者との間に継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照下さい。

(訂正前)

記載なし

(訂正後)

4. 親引け先への販売について

(1) 親引け先の状況等

(a) シリコンスタジオ従業員持株会

a. 親引け先の概要	シリコンスタジオ従業員持株会 東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号
b. 当社と親引け先との関係	当社の従業員持株会であります。
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、下記(b)記載の資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）を親引け先とする株式数と合わせて、40,000株を上限として、平成27年2月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）
e. 株券等の保有方針	長期保有の見込みであります。
f. 払込みに要する資金等の状況	当社は払込みに要する資金として、従業員持株会における積立て資金の存在を確認しております。
g. 親引け先の実態	当社グループの従業員で構成する従業員持株会であります。

(b) 資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）

a. 親引け先の概要	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口） 東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエア タワーZ
b. 当社と親引け先との関係	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、当社とみずほ信託銀行株式会社との間で当社を委託者、みずほ信託銀行株式会社を受託者（再信託受託者を資産管理サービス信託銀行株式会社）とする信託契約（以下「本信託契約」という。）を締結することによって設定される信託口であります。また、本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。</p> <p>本制度は、企業内容等の開示に関する内閣府令第2号様式等により開示が義務付けられている「従業員株式所有制度」には該当しませんが、当社の従業員に対し当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」という。）を給付する仕組みであり、「従業員株式所有制度」に準じて以下本制度の内容を記載いたします。</p> <p>(1) 概要 本制度は、今後制定される予定の「株式給付規程」に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し、当社株式等を給付する仕組みです。</p> <p>当社は、従業員に個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付いたします。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものといたします。本制度の導入により、当社従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。</p> <p>なお、本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、信託銀行はかかる指図に従って、議決権行使を行います。信託管理人及び受益者代理人は、信託銀行に対して議決権行使に関する指図を行うに際して、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。なお、信託管理人は、当社従業員が就任いたします。</p> <p>(2) 受益者の範囲 「株式給付規程」の定めにより財産給付を受ける権利が確定した者</p>
c. 親引け先の選定理由	従業員の福利厚生のためであります。
d. 親引けしようとする株式の数	未定（「第1 募集要項」における募集株式のうち、上記(a)記載のシリコンスタジオ従業員持株会を親引け先とする株式数と合わせて、40,000株を上限として、平成27年2月12日（発行価格等決定日）に決定される予定。）

e . 株券等の保有方針	資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、本信託契約に基づき、信託期間内において今後制定される予定の「株式給付規程」に基づき、当社株式等の信託財産を受益者に給付するために保有するものであります。
f . 払込みに要する資金等の状況	払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社は、「株式給付規程」に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行株式会社（再信託先：資産管理サービス信託銀行株式会社）に金銭を信託（他益信託）いたします。当社からの当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、平成27年2月3日付で締結した株式給付信託契約書により確認を行っております。
g . 親引け先の実態	<p>資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）は、親引けにより取得した当社普通株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。本制度は議決権行使について「個別議案に対する従業員の意識調査に従った議決権行使を行う方法」を採用しており、信託管理人が従業員の意見を集約し、信託銀行に対して議決権指図を行い、本信託の受託者はかかる指図に従って、議決権行使を行います。なお、信託管理人及び受益者代理人は、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、本信託契約に定める「信託管理人ガイドライン」に従います。</p> <p>信託管理人は、現在又は過去において当社の役員ではないこと、当社と現に取引のある金融機関において現在又は過去において役員になったことがないこと、当社の重要な取引先において、現に役員ではないこと及び当社との間に特別な利害関係のないことを要件としており、信託管理人には、当社従業員が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任いたします。</p>

(2) 株券等の譲渡制限

親引け先のロックアップについては、前記「3 . ロックアップについて」をご参照下さい。

(3) 販売条件に関する事項

販売価格は、発行価格等決定日（平成27年2月12日）に決定される予定の「第1 募集要項」における本募集に係る発行価格と同一となります。

(4) 親引け後の大株主の状況

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合 (%)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数(株)	本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合(%)
寺田健彦	東京都渋谷区	295,500 (30,000)	11.20 (1.14)	265,500 (30,000)	10.06 (1.14)
関本晃靖	神奈川県逗子市	364,500	13.81	243,000	9.21
三菱UFJキャピタル(株)	東京都中央区日本橋一丁目7番17号	154,500	5.86	154,500	5.86
SCSK(株)	東京都江東区豊洲三丁目2番20号	142,500	5.40	142,500	5.40
(株)エクサ	神奈川県川崎市幸区堀川町580	126,000	4.78	126,000	4.78
(株)ソニー・コンピュータエンタテインメント	東京都港区港南一丁目7番1号	120,000	4.55	120,000	4.55
今井理人	東京都江東区	138,600 (15,000)	5.25 (0.57)	97,600 (15,000)	3.70 (0.57)
(株)クリーク・アンド・リバー社	東京都千代田区麹町二丁目10番9号	69,000	2.62	69,000	2.62
(株)スクウェア・エニックス・ホールディングス	東京都新宿区新宿六丁目27番30号	60,000	2.27	60,000	2.27
シリコンスタジオ従業員持株会	東京都渋谷区恵比寿一丁目21番3号	37,500	1.42	52,500	1.99
計	-	1,508,100 (45,000)	57.16 (1.71)	1,330,600 (45,000)	50.43 (1.71)

(注) 1. 所有株式数及び株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年1月16日現在のものです。

2. 本募集及び引受人の買取引受による売出し後の所有株式数並びに本募集及び引受人の買取引受による売出し後の株式総数に対する所有株式数の割合は、平成27年1月16日現在の所有株式数及び株式総数に、本募集、引受人の買取引受による売出し及び親引け（シリコンスタジオ従業員持株会15,000株、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）25,000株として算出）を勘案した場合の株式数及び割合になります。

3. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

4. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

(5) 株式併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。